

第3回大田原市下水道使用料等審議会 会議録

日 時：令和6年8月22日（木）午後1時25分～午後2時20分

場 所：大田原市役所1階会議室

出席者：

委員（13名）

菊地委員、高瀬委員、滝田委員、玉木委員、鴫巣委員、平久江委員、郡司委員、増田委員、福島委員、佐々木委員、齋藤委員、藤沼委員、山木委員

事務局（5名）

五月女局長、土屋下水道管理係長、佐川下水道工務係長、花塚下水道維持係長、江連主査

事務局（局長）	<p>本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから第3回大田原市下水道使用料等審議会を開会いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、出席委員は現在12名ですが、13名になる予定ということで定足数に達しており、審議会は成立しますので、報告させていただきます。</p> <p>続きまして、会議次第の2、会長挨拶です。鴫巣会長よろしくお願いいたします。</p>
鴫巣議長	<p>皆様、改めましてこんにちは。連日、猛暑続きということでしたが、今日は何となく涼しく感じます。あのギラギラした太陽がないだけでも何かほっとします。第3回の会議ということでお集まりいただきましてありがとうございます。最終的に答申に向けての最終段階に入ってきたとは思いますが、皆さん方のいろいろなご意見があろうかと思っておりますけれども、全部吐き出さず、答申案にまとめていきたい。こんなふう思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局（局長）	<p>ありがとうございました。それではこれ以降の進行につきましては、規定により鴫巣会長にお願いいたします。</p>
鴫巣議長	<p>それでは、議事に入ります前に、事務局から発言を求められており、おりますので、事務局説明をお願いいたします。</p>

事務局（局長）	<p>それでは議事に入る前に本日配布させていただきました答申書案について概略を説明させていただきたいと思います。</p> <p>これまで2回の審議会を開催させていただきましたが、本審議会では市長の諮問事項に対して、答申することが目的となります。会議の中で委員の皆様からいただいたご質問や、貴重なご意見を踏まえまして、鴫巣会長と協議のうえ答申書案を作成させていただきました。</p> <p>答申書案の3ページをお開きください。1の初めにの内容ですが、前段では、下水道事業の経営を補助するために市の一般会計から補助金を受け入れて、経営をしていますが、これは他の行政活動費を減少させていることとなりますので、是正する必要があるということ。中段においては、施設の老朽化や耐震化の対策に備えて、更新費用が必要になりますが、人口減少による収入減少の問題があるということ。さらに後段においては、これらの問題を解消するためには、下水道使用料を改定することが妥当であるとの意見で一致したとの記載をさせていただいております。</p> <p>4ページをお開きください。4ページ以降では、今後の改定率や使用料体系について説明しておりまして、詳細につきましては本日の議事の中で説明させていただきます。</p> <p>7ページをお開きください。7ページの付帯意見でございますが、値上げは市民生活に直結するので、国庫補助の交付要件などをクリアした中で、できる限り改定率の低減化を図ることが適当であるということと、少なくとも5年に一度は適正な使用料のあり方について、審議会を開催すべきという内容となっております。以上概略の説明でございますが、詳細につきましては、議事の中で説明させていただきますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。</p>
鴫巣議長	<p>はい。肝心の改定率については、これからの議論ということになりますけれども、答申書の形としてはですね、お手元にあるような形になるかなという感じがいたします。いずれにしても、これらにつきましてもこの後説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、次第の段落ごとに区切りまして質疑の時間取りたいと思います。会議次第の1 適正な使用料の設定についてということで、説明をお願いします。</p>
事務局（管理係長）	<p>はじめに、前回までの内容の振り返りをさせていただきます。説明資料と画面は同じものですので、お好きなほうでお聞きください。</p> <p>下水道事業は、すべての経費を2つに分けます。一つは、「汚水を処理するもの」にかかった経費、もう一つが、「雨水処理や水質保全などの公益的なも</p>

の」にかかった経費となります。全てを使用者が負担するには、使用料が大きくなってしまいますので、汚水処理費は「下水道使用者が負担する分」、公益的なものは「一般会計が負担する分」となるわけです。しかしながら、使用料収入が足りないので、一般会計は公費負担の他に余計に補助をしている（これが基準外繰入金というものですが）こととなります。

さらに、老朽化が進み更新費用の確保が必要であります。収入の増加は人口減少などにより望めません。そして、国からの補助金も、経営改善をしていない事業体は交付を受けられませんという動きも見えてきております。このような複数の問題の解消には、使用料の値上げがやむをえないということで、皆様、色々言いたいことはあるかと思いますが、おおむねご理解いただけたものと思います。

また、改定ありきではなくて、下水道事業としても施設の統合・共同化や経費の削減などを引き続き行ってまいります。との説明をさせていただきました。なお、改定にあたっては、市民生活を脅かさず、国庫補助の交付要件などをクリアしたところで、とのご意見をいただきましたので、なるべく改定率の低減化を図った、適正な改定率の素案について説明をさせていただきます。

前回、令和7年度から5年間を算定期間として見積もると、経費回収率を100%に近づけるためには、年間で1億円近くが不足してしまう計算になるというお話をしました。実績では、令和4年は8千6百万円、不足でありました、それ以上増加するという見込みですが、これは、老朽化の更新費用や流域下水道事業の負担金が増加するためであります。

資料は4ページとなります。基準外繰入金は、市の財政状況からもいつまでもこのような補助が続けられるかというのは難しいと思います。基準外繰入金は、建設費や借入金の返済に充てるためにも使用しております。すべて入れますと年間で2億5千万円となりますので、独立採算の経営体制であれば、約37%という大きな改定が必要になります。

ただし、今、改善をせまられているのは、使用者が本来負担する分の不足額です。これが1億1千万円、改定率15%ということになります。本来であれば、この金額となるのですが、下水道使用料は市民生活に直結するので、できる限りの低減化を図るということ、また、近隣市町との使用料格差も非常に重要でありますし、下水道事業自身も企業努力、経費削減に努める必要性を感じておりますので、令和4年度に不足となった金額を基本として、12%約8千万円の増収を見込んだ改定としたいと考えております。これが、現在の最低のラインとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、この約8千万円を増収するには、どのような使用料体系とするのかですが、その前に現在の使用料体系がどのようなものか説明したいと思

います。

資料は5ページです。まず、本市の使用料体系ですが、基本体系は2部料金制でありまして、基本料金と流した汚水量に応じてかかる超過料金で計算されます。さらに、超過料金は、基本水量制と逡増型を採用しております。基本水量制は、2月で20立方までは基本料金内であり、0立方の人も20立方の人も基本料金のみということです。21立方から1立方ごとに超過料金が発生するということです。逡増型は、汚水量に応じて単価が上がっていくものとなります。現在は単価が10円ずつ上がっている設定です。例えば2か月で70立方の場合の計算は、0立方から20立方は基本水量で、単価125円の21立方から60立方までの40立方と、単価135円の61立方から100立方までの10立方をそれぞれ計算し、消費税率を乗じまして使用料を算出します。70立方なので、135円を乗じて計算するのではなく、各区分で計算をし、積み上げていきます。

次に資料6ページですが、横軸は2か月ごとの汚水量であり、縦軸が検針して料金が発生した件数です。11立方が一番使用者の分布が多いところになります。なお、14, 28, 42で使用者が突出しているのは、井戸を使っている方が、人数換算で入ってくるので使用者数が多くなるものです。見ていただくとわかると思いますが、2か月ごとに1～60立方までの汚水量の契約者が9割をしめております。ここの部分と、あとは数十件ですが、大量の汚水を排出する事業者の使用料も金額が大きくなりますので、それらが大勢を占めていることがわかると思います。

次に資料7ページです。県内の14市の使用料の比較です。大田原市の特徴ですが、対外的によく比較で使われるのが、1か月20立方の金額で、それ以外も、おおむね現在は、県内でも中位に位置しております。しかし基本料金単価を見ると1番高いという特徴があります。以上をふまえて、今回の見直しにあたり、どのような使用料の体系にするのかをまとめたいと思います。これは、いろいろな考え方・組み方が無限にありますので、收拾をはかるために妥当なところで決めさせていただきました。

資料は、8ページとなります。まず、基本料金ですが、大きく突出しているわけではありませんが高いのが事実です。ですので、今回の改定では基本料金は据え置きが妥当であると考えております。次に超過料金ですが、基本料金が据え置きとなりますので、増加する単身世帯などから収入の確保が大事になりますので、基本水量制は廃止させていただきます。

また、大口汚水量の事業者は、一律の増加率では増加額が大きくなってしまいますので、逡増率の緩和を入れたいと思います。以上の考え方で、8千万円の増収を見込んだ場合の単価設定で改定案を4点お示ししますが、その前に、改定の内容を図で示します。

	<p>資料9ページをご覧ください。基本的な体系は、今回は変更無しとします。二部料金制、逡増型は多くの事業で採用しており、汚水量の区分についても事業開始から続いている区分なので、変更無しとしました。</p> <p>ここで、答申書案の5ページ(4)をご覧ください。マーカー部分です。「基本の体系は変更せずに、汚水量ごとに定められた超過料金単価を見直すこと」、というのがこの部分です。次に「1 m³からの超過料金を設定すること」は基本水量制の廃止です。1 m³から超過料金を設定するということです。次に「基本料金単価は据え置き」、「逡増型を維持する」、最後に「大口の逡増率を緩和する」を入れさせていただきました。なお、下水道条例の使用料金表の中に湯屋用と臨時用という設定があります。これは、公衆浴場に適用するもので、温泉施設など自由に入浴料を決めている施設ではなく、銭湯といわれるもので、銭湯は県の条例で入浴料が決まっており、応じて安い料金設定を設けているものです。現在、適用している契約者はありませんが、今後のため、一律の改定率で設定をしたいと考えております。議事の1、適正な使用料の設定についての説明は以上となります。</p>
<p>鴫巣議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。使用料体系そのものについてはですね、説明がありましたし、また、答申書の案の中に、事務局との調整をした上で、基本的な態度としてこういう方向でいきたいと思いますということで、調整をさせていただきました。具体的に改定率どうするのっていうのがこれからの議論になってくるわけです。それはさきに送るとして、ただいまの説明について質疑を受けたいと思いますので、疑問等があればよろしく願います。よろしいでしょうか。使用料体系の考え方ということで、答申書案の5ページから6ページに記載してあるということでご了解いただけますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>鴫巣議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは続きまして具体的な使用料の改定案につきまして、事務局からまた説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局(管理係長)</p>	<p>次に議事の2ですが、すべて12%、8千万円増収を見込んだ改定案を4件お示ししたいと思います。</p> <p>資料の10ページです。案①ですが、平均ではなく一律13%の改定した場合のもので、汚水量にかかわらず公平な改定率です。特徴は、基本料金内であった方が増加すること、大口事業者が改定となる額で言えば高額になってしまうということです。大口事業者を緩和してあげましようというのは、このとおり増加する金額が大きいからです。なお、基本料金は据え置きとし</p>

	<p>たいので、これはあくまでも参考までに入れたものです。</p> <p>次の②、③、④ですが、説明を聞くよりも、一覧表を見ていただくほうがわかりやすいと思います。A3縦の案ごとの増加額の比較をご覧ください。汚水量に応じて今の金額、それぞれの案による増加額、増加率を一覧にしました。2か月ごとで、この金額の×6回が1年分です。①は一律13%、②は平均的で、大口事業者を緩和するもの、③が汚水少量の方の負担が強め、④は大口事業者の負担が強め、の3点になります。オレンジ色の箇所が負担が高くなる範囲です。3案のそれぞれにおいて、どこの負担が多くなるかわかるとおもいます。</p> <p>加えまして、答申書案についてお話したいとおもいます。4ページですが、2適正な下水道使用料の改定についての(1)改定時期ですが、予定のとおり審議会が終了となりましたら、今年度12月議会に条例改正案を上程します。議決をいただきましたら、周知を行い、令和7年度4月改正を目途に進めたいと考えております。(2)算定期間ですが、改定率の算定期間を記載しました。(3)改定率は、説明のとおり、低減化を図り12%としたいとおもいます。(4)使用料体系の見直しは説明したとおりです。6ページに改定案が固まりましたら、単価を入れたいとおもいます。最後の7ページですが、付帯意見としまして、答申書を参考にして改正案を下水道事業が作成することになります。内容は答申書のとおり改定額となる見込みです。そして、今後は、このような審議会を5年ごとに開催し、その都度、経営状況を開示して、必要に応じて改定等を進めてまいります。</p>
<p>鴫巣議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。改定案を、①から④についてそれぞれ説明をいただきました。何か疑問等がございましたらば、あるいはご意見がありましたらばお願いをいたします。</p> <p>それぞれの案を見ていきますと、どの部分に負担増がかかってくるかというのが、A3の資料を見るとわかるかとおもいます。特に下水道使用料の根幹を成す60立方までの負担増といいますかね、特に案③が一番色が濃くなっています。でもこの辺に負担増がかかってくるわけです。そういうふうに見ていくと、どういうふうな、どの案をとったらいかなということおおよそ見当がつくかなという感じがいたします。</p> <p>ご意見等ございますか。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>この使用量の少ない方への配慮、大口使用者への配慮が必要だと感じます。私の個人的な感覚としましては、案①と案③の折衷型で、案①のところの13立方までの部分を案③のところのところに載せてですね、19%上がる部分ですね、ここが一番強くなっているかとおもいますので、そこを少しでも緩和できたら、</p>

	<p>なんとなくバランスが良いのではないかなど。試算しているわけではないので、直感ですけど発言させていただきました。あまり重きは置かずに委員一人の意見としての直感的のものだということで、意見を述べさせていただきました。</p>
事務局（管理係長）	<p>申し訳ございません。もう一度よろしいですか。案①の一律13%アップの基本料金の部分のオレンジ色になっている13立方までの3,107円を案③の方に載せるってということですか。</p>
委員	<p>はい、そして18、19%の箇所の金額を増減しても、トータルは少ない金額なので、あまり大きな影響はないかと思うのですが、多少なりとも19%のところを少しだけでも1%だけでも緩和できれば、少しバランスが良くなるのではないかと。</p>
事務局（管理係長）	<p>案③のところの基本料金を変更するということですか。案③でいいますと、基本料金はそのまま、1立方から金額が増えていくような形になっているのですが、基本料金を値上げしてしまうとさらに上がってしまいますが、そういうことではないですか。</p>
委員	<p>すいません、混乱させて。表のですね、この部分を案③にそのままスライドさせて、19%とか高いところを若干なりとも緩和できればということですよ。</p>
事務局（管理係長）	<p>そうしますと、積み上げ式という話をしましたが、基本料金を値上げしますと、超過料金も影響してしまいます。この案③のところ、基本料金を上げて、今、1.19ぐらいになっているところを下げたあげるといようなイメージですか。</p>
委員	<p>そういうことです。ただ事務局サイドでそういうことをやると支障が生じるということであれば、聞き流していただければ。</p>
事務局（管理係長）	<p>いいえ、貴重なご意見ですので。そういうお話はわかりませんが、それを議論し始めると、この21立方から60立方の体系を直さなくてはなりません。例えば20立方から40立方にして41立方から60立方にして、この金額を変えることによって調整すると。案③の1立方から13立方を変えて、1.19%のところの率を下げるとなれば、21立方から60立方のところを細かく考えなければなりません。また、先ほど積み上げ式という話をしま</p>

	<p>したが、基本料金を変更すると、超過料金にも影響してしまいます。区分も変わるとなれば、組み方もありますが、相当な時間と相当な労力が必要になってきます。皆さん内容的にわかっていただけましたでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>そこまでやってしまうと難しくなってしまうから、事務局で提示の4案で決めればいいのかではないですか。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>いいところを組み替えられればというのは、もちろんおっしゃる通りです。ただ今回、基本料金が大きく変えられないということがポイントです。基本料金を少しでも変えられることができれば、いろんなこのバリエーションや特徴が出てくるところがありますが、先ほども言いました通り、3人世帯を緩和してあげようとか、20、30立方を緩和してあげようとなると、21立方から60立方の区分を変えることが必要になってきてしまいます。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>鶴巣議長</p>	<p>よろしいでしょうか。その他ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>一つ考え方として。税収の仕組みとして考えたときには、今の社会においては、中間層が比較的、割を食ってしまう。それを考えた時には、事務局の説明をいただきましたけれども、この表の中のどれかから選択をして決定をするという方向付けのような気がしますし、当初にお話をいただいた使用料の仕組みからすれば、案②、案③で収めていく。この辺が落とし所ということで、考えたらいかがかなというようになります。</p>
<p>事務局（局長）</p>	<p>事務局としてもはっきりこれがいいとはありませんが、それぞれの委員の皆さんの考え方がございますので、この場で今決めるということは中々できませんが、案①から案④まで見たときに、案①について1.13%ずつのアップになるので。一概に言えないですが、単身世帯に負担がかかる、大口事業者に負担がかかる。単身世帯というと1人暮らしのお年寄りの方とかも結構いますので、そういった方および大口事業者に対して緩和していかなければならないので、案①はちょっと違うのかなと。案④につきましても、考え方になりますが、大口事業者に負担がかかるというのは、物価高騰の折ですね、かなり会社の負担が増えているうえに下水道使用料も増えてしまうとい</p>

委員	<p>うことはどうなのかと。大口事業者の負担を緩和するというは全国的な流れになっています。という、やはり案②、案③のいずれかではないかと考えます。この辺もそれぞれ考え方はありますので、皆さんのご意見を頂戴いただければと思います。</p> <p>事務局の方で、1億1千万円必要というところを8千万円まで絞って、改定案を出してもらっています。これを見ますと、2人3人4人家族がある程度多いと思いますから、案②が良いのかなと思いますが、どうでしょうか。</p>
鴫巣議長	<p>皆さん方いろいろご意見があろうと思います。案②でというようなご意見も出ました。いずれにしても、今日のところは、最終決定は先送りしたいと思います。内容的には今説明があったように、案①というのは、単身世帯あるいは大口使用者にちょっと負担増を強いる、案②については、汚水処理量を5人世帯以上それから小事業者あたりに負担を強いると。案③については、ちょうど汚水処理量の収入の根幹を成している部分の60立方までの使用このあたりが負担増になるとそういうような形。案④の大事業者小事業者あたりが負担増になるとこういうような形になっています。いずれにしても、再度皆様方をお願いをしたいと思いますが、大田原市の下水道事業の安定した経営、これを維持するためには、適正な下水道使用料の設定が絶対必然的な要件になると思います。そういう意味で案①から案④まで説明をいただきましたので、再度内容をご確認いただいて、適正な下水道使用料がどうなるかというようなことを次回ご意見として伺っていきたく思います。それでそれをもとにいたしまして、本審議会の答申書としてまとめて、市長に提出するというので、段取りと考えておりますので改めて皆さんのご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それと併せて、先ほど説明がちょっとありましたけども、答申書の内容につきましても、かなり文言が多く入っていますので、付け加えることがあるかどうか、あるいは文言自体をこういう形で修正をしてはどうかというようなご意見もあろうかと思いますが、それも併せて最終的なまとめをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>今、説明を受けた内容につきましてはよろしいでしょうか？</p>
委員一同	はい。
鴫巣議長	それでは会議次第の最後になります。次回の開催について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（局長）	<p>次回、第4回審議会につきましては、9月13日(金)午後1時30分から、会場は本庁舎3階302会議室で開催いたします。本日以降に、ご意見や疑問等があった際には、遠慮なく上下水道課までご連絡をお願いいたします。連絡先、担当者名は、会議次第に記載がございます。</p>
鴛巢議長	<p>繰り返しになりますが、それでは、次回の第4回審議会は、9月13日の金曜日、午後1時30分から開催するということとなります。やむをえず欠席の場合は、必ず事務局に事前にご一報をお願いします。以上で、本日予定されている議題については、すべて終了しましたので、委員各位のご協力に感謝申し上げます、事務局にお返しします。</p>
事務局（局長）	<p>鴛巢会長におかれましては、滞りなく議事進行していただき、誠にありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては、改めて通知いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして第3回大田原市下水道使用料等審議会を閉会とさせていただきます。長い時間のご審議、誠にありがとうございました。</p>